

動物の法的地位をめぐるベルギー法の概況 — ワロン動物福祉法典の紹介を中心に

竹 村 壮太郎

- 一 はじめに
- 二 ベルギー法における動物の法的地位をめぐる議論状況
- 三 各地域における立法とワロン動物福祉法典
- 四 若干の検討

一 はじめに

1 問題の背景

(i) 科学技術が発展したことに伴い、人類は、共に暮らしている犬や猫をはじめとした動物もまた、同じように生きていることを次第に強く意識するようになった。そこで、動物との共生が強調されるようになり、そのための動物の保護のあり方が、今や法学上の重要課題として意識されてきている。周知のように、日本法においても、動物と法をめぐる議論が活発になされるようになり¹⁾、また立法レベルでも、動物愛護管理法が現在まで着実に改正を重ねられているところである。

ところで、そうした動物との共生をめぐる議論は、諸外国法、特に英米法や西欧諸国の法ではより盛んであるようになっている。例えば西欧においては、動物の地位を、市民社会の法典たる民法典において宣言するなど、より抜本的

1) この分野に関しての代表的な研究として、青木人志『動物の比較法文化－動物保護法の日欧比較－』（有斐閣、2002）、同・『日本の動物法（第2版）』（2016）、がある。

な改革が試みられている²⁾。すなわち、民法典において示される伝統的な人、物の二元論³⁾にあっては、動物は、自然人でも法人でもないから、人の権利の対象である物（動産）として位置づけられる。それゆえ、動物は人の所有権の自由に服し、その意によって取引され、処分されうることになる。そうした状況にあってその保護を強化するためには、そもそもの物としての地位から動物を脱却させることが肝要であると考えられたわけである。現在では、スイス法（スイス民法典641a条）やオーストリア法（オーストリア一般民法典285a条）、さらにはドイツ法（ドイツ民法典90a条）における民法典において「動物は物ではない」ことが明示され、フランス法においては「動物は感覚のある生きた存在である」ことが宣言されるに至っている（フランス民法典515-14条）。

もっとも、そうした西欧諸国の取り組みが直ちに大きな成果を上げているかといえ、必ずしもそうではない。それというのは、そうして動物の地位、性質を宣言したとしても、それが具体的にどのような効果を持つのか、依然として明らかではないからである。例えばフランス法において次のように指摘されるのも、そうした懸念を率直に反映しているものといえよう。民法典515-14条以前から動物は感受性のある生きた存在だったのであり、その性質を明記しても、動物を苦しめるすべての加虐行為を禁じ得ないし、制裁をできるわけでもない。民法典515-14条は財物のカテゴリーから動物を抜き出すことは決定づけえず、せいぜい立法者に動物保護の条文を増やすことを促すくらいである、と⁴⁾。

2) こうした諸外国法の動向については、すでに仔細な紹介と分析が試みられている。例えば、青木人志・前掲注(1)『動物の比較法文化』21頁以下、吉井啓子「動物の法的地位」吉田克己、片山直也（編）『財の多様化と民法学』（商事法務、2014）252頁以下、同・「民法における動物の地位－フランスにおける議論を中心に－」伊藤進先生傘寿記念論文集『現代私法規律の構造』（第一法規、2017）229頁以下、櫛橋明香「動物の法的地位－2015年のフランス民法典改正－」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018）45頁以下、など。

3) 日本法においても、このことが前提とされてきた。この点については、例えば、青木人志・前掲注(1)『日本の動物法』213頁以下、参照。

4) F.Marchadier, 《L'animal du point de vue du droit civil des personnes et de la famille après l'article 515-14 du Code civil》, *RSDA* 1/2015, pp.435et s.このほか、

先進的な取り組みを続けてきた西欧法の次なる検討課題は、その動物の地位や性質からどのような解釈、立法を引き出すことが可能か、という点にあるものといえよう。そしてその動向は、動物愛護管理法において「動物が命あるものである」(2条)であることに言及しつつ、さらなる充実を伺う日本法においても、無関係ではない。

(ii) そうした中、その西欧諸国においては、また新たな動きが見られるようになってきている。とりわけ、ベルギーは顕著といえよう。すなわち、後にも述べるように、かつては単一国家であったベルギーにおいては、動物の保護と福祉に関する1986年8月14日法(以下、1986年法)をはじめとして、動物の福祉、保護に関する法律が整備されていた。しかしその後には連邦制へと移行したことで、動物の保護政策は、次第に各地域に委ねられるようになった。その中でもワロン地方にあっては、2018年のデクレにより、その1986年法を、新たにワロン動物福祉法典(Le Code wallon du bien-être animal)として再構成したのである。そして注目すべきは、そのワロン動物福祉法典は、動物の性質に言及しながら、かなりの数の具体的なルールを明記している点であろう。もちろん、その法典も、1986年法を一新した大改革を行なったものというよりは、あくまでそれを一歩前進させたものに過ぎない。しかしながら、動物の地位、性質がいかなるルールに結びつくかが検討課題とされている中で、地方の取り組みながら具体的なルールを明示しようとしたことの意義は決して小さくはない。

2 本稿の目的と構成

周知のように、日本法においても、諸外国法の動向を参照し、動物の地位をめぐる議論が蓄積されてきている。しかしながら、その議論がいかなる法解釈、立法に結びつけられることになるのかについては、いまだに検討が及び

最近のものでも、Ph.Malaurie, L. Aynès et M. Julienne, *Droit des biens*, LGDJ, 8^eéd., 2019, n°9では、動物は法的には財産のままであり、本質的には物であると評されている。

きってはいない。既述のとおり、動物愛護管理法も改正を重ねられ、また各地域の条例の整備も進んでいる状況の中で、今後さらにどのような規範を示すことができるのかが問われているところである。

そこで、本稿では、今後の日本法における議論の参考として、近年のベルギー法の取り組み、特にワロン動物福祉法典の一部を、簡潔ながら紹介していくこととする。ひとまずは単に情報提供のみを目的とするにとどめ、全体像を踏まえた具体的な考察は他日を期さなければならない。それでもベルギー法の動向が日本法において紹介される例は多くはなかったところであり、この点で本稿の紹介も有用になるものといえよう。

以下では、まず本稿二においてベルギー法の周辺状況を確認する。これまでの議論状況を振り返ったうえでこそ、ベルギー法の新たな試みの意義も明らかとなるからである。そして本稿三では、各地域の取り組みを振り返りながら、ワロン動物福祉法典の紹介を試み、続く本稿四において、ベルギー法の動向を受けた若干の検討を加えていくこととしたい。

二 ベルギー法における動物の法的地位をめぐる議論状況

まずはワロン動物福祉法典を確認する前に、ベルギー法における、動物の法的地位をめぐる議論状況を概観する。

1 ベルギー法における動物の地位

(1) 動物の法的地位の現状

ベルギー民法典においても、諸外国法と同様、動物は権利主体となる人の所有に服する財産 (bien) であり、物 (chose) とされてきた⁵⁾。民法典自体も、以下の条文において、動物が基本的には性質上動産であること⁶⁾、用途によっ

5) E. Langenaken, 《L'animal en droit civil : les amorces d'un nouveau statut》, *J.T.* 2016, p.694.

6) I. Durant, *Droit des biens*, Larcier, 2017, p.83も参照。

て不動産となることを明示している。民法典516条によれば、「すべての財産は動産か不動産」であり、同528条によれば「動物のように自ら動く物でも、不動産のように外力によってしか動かないものでも、場所を移動されうる物は、性質による動産である」。また、同524条では、「土地の所有者がその土地の役務と運営のためにそこ置いたものは、目的による不動産である」とされ、そこでは農耕のための動物などが挙げられているところである。

もっとも、動物については、古くから特別法が設けられている。とりわけ、ワロン動物福祉法典などの基礎となっている、動物の保護と福祉に関する1986年8月14日法が代表的であろう。この1986年法は、人の残虐な行為から動物を守ることを目的として立法されたものである。それというのは、現代社会における人と動物の関係は新たな次元に至り、動物の福祉が積極的に追及されるべきだからである、と説明される⁷⁾。実際、現在でも本法は、時代とともに改正を重ね、その内容をますます充実させている。例えば、動物に不必要な苦痛を与えることなどの残虐行為を禁じる（1条）と同時に、動物の福祉を保障すべく、動物を所持するすべての者に、食料や住環境を与えるためのあらゆる必要な措置をとること（4条）、遺棄された動物を発見した場合に行政機関に届け出ること（9条）、法によって動物販売条件を定めることができること（10条以下）、また、原則として切断を伴う手術などを禁じること（17条以下）、条件に沿わない動物実験を禁じること（20条以下）など、多様な規定が用意されているのである。ただ、この法律によっても、民法典上の動物の地位に修正を加えるものではないものとも評されている点は、あわせて留意すべきであろう。デルノイ（Delnoy）教授によれば、この法律の目的はあくまで動物の所有者の行動を改めるよう促すものであり、厳密には動物の福祉自体を目的としてはいない。例えば遺棄された動物にかかる規定が存在するのは、動物が人に所有さ

7) この点については、F. Dossche, 《Répression de la maltraitance animale, État des lieux et perspectives》, in F. Dossche (sous la coord. de), *Le droit des animaux, Perspectives d'avenir*, Larcier, 2019, p.232を参照。

れる物であることを前提としているからなのである⁸⁾。

(2) 動物の法的地位をめぐる議論

以上の動物の地位については、これまでのベルギー法において、それほど顧みられることがなかったようである⁹⁾。しかしながら、ちょうどフランス民法典の改正の議論に合わせるように、次第にいくつかの見解が示されるようになった。近年の議論に限っても、動物の地位を見直す動きが活発になっていたことがうかがわれる¹⁰⁾。

例えば、グランスドルフ (Gransdorff) 教授は、従来の動物の物としての扱いが、動物保護原則の法的価値を低下させてきたことをまず指摘されている¹¹⁾。そのうえで、フランス法のように、感覚のある存在 (sensibilité) であるという動物の性質に言及していく方向性を支持されるのである¹²⁾。同時に、教授は、しばしば諸外国法において議論される、動物の権利主体性にも言及されているが、この点については、やや慎重な見方を示されている。その理由は、動物が法的人格を持つとすれば所有権の対象ではなくなり、実社会においてそれが譲渡されていることを説明できなくなるからであるとされている¹³⁾。この動物の

8) P. Delnoy, *Droit vétérinaire, Une introduction au droit à l'usage des Médecins vétérinaires*, 2^e éd., Larcier, 2017, n°33.

なお、この点について、他方では、動物の利益のために残虐行為などが禁じられているのであるから、所有者の利益は考慮の外に置かれているとする指摘もある。E. Langenaken, supra note 5, pp.697 et s. この後者の見解は、1986年法は所有される者の利益から所有権を制限したものとみて、この時点で動物の権利という発想の萌芽を見出しておられる。

9) E. Langenaken, supra note 5, pp.656 et s. 参照。

10) 以下で挙げるもの以外でも、この他、本の方のE. Saitova, 《Le droit des animaux à l'étranger》, in F. Dossche (sous la coord. de), *Le droit des animaux, Perspectives d'avenir*, Larcier, 2019, p.183. も、動物が物であるうちは満足できる解決が難しいことを指摘される。

11) F. Glansdorff, 《Plaidoyer pour un statut de l'animal dans le Code civil》, in *Contestation, combats et utopies, Liberamicorum Christine Matray*, Larcier, 2015, p.197.

12) F. Glansdorff, 《Réflexions sur la codification du droit animalier》, in F. Dossche (sous la coord. de), *Le droit des animaux, Perspectives d'avenir*, Larcier, 2019, p.335.

13) F. Glansdorff, supra note 11, p.200. 参照。教授は、行使する方法はないが守ら

人格化という点については、ランゲナケン (Langenaken) 准教授がより積極的な見解を示しておられる。准教授も、おおよそ次の点を指摘され、まずは動物を従来のものであるとしての地位を改める必要性を主張される。すなわち、動物は感覚のある存在であり、人と動物との関係も従来の有用性という点から愛情へと変化している。しかし所有権は絶対の権利であるため、物である動物の事情から権利に制約をかけることは難しいからである¹⁴⁾。また、刑法による保護だけでは、その動物の保護が例外のようになってしまう。そこで、動物保護の問題を解決するためには、動物に法的な人格を与え、福祉を保障される権利などについての主体性を認めることが必要となるというのである¹⁵⁾。そこでは、フランス法にも見られるような、認証された動物保護団体に動物を代理する権限を与えることで、その動物の権利行使を可能にしていくことが構想されている。

もっとも、以上の見解にあっても、動物に具体的にどのような権利を与えることができるかという点については未だに明らかではなく、結局そのことからのようなルールが導き出されるのかについてまでは言及されていない。そこで、その動物の権利という発想自体を疑問視した見解もあるほか¹⁶⁾、ファン・

れるものではあるという意味で、動物を消極的な権利の主体とすることは提唱されている。

14) E. Langenaken, *supra* note 5., p.695 et s. グランスドルフ教授が指摘されていた、動物の譲渡との関係についても、次のように述べておられる。すなわち、E. Langenaken, 《L'animal entre l'être et l'avoir, une schizophrénie humaine et juridique(1)》, in F. Dossche (sous la coord. de), *Le droit des animaux, Perspectives d'avenir*, Larcier, 2019, p.311では、従来の人と動物の所有関係についても、「動物の利用は、それが人間社会（あるいは他の動物）を死や重大な害悪から保護する唯一の方法である場合しか正当化されない」とも述べておられ、動物の所有自体にも大きな見直しを迫っておられる。

15) いわゆる動物の法人格化については、しばしば、人の尊厳を脅かすおそれ、さらには、動物に権利を与えとしても、義務を負うことができないという相互性が認められない点が指摘される。しかしこの点について、ランゲナケン准教授は、より弱者への共感、同情を発達させることはかえって人の尊厳を肯定することにつながるものと反論される。また、無能力者や低年齢の子も義務を免れることがあることを指摘される。E. Langenaken, *supra* note 14, pp.302et s.

16) M. Delnoy, 《La personnalité (juridique) de Paul: Paul a-t-il des droits?, Les animaux et les droits subjectifs》, *Revue de faculté de droit de l'Ulg*, 2011/2, p.263

デ・フォールド (Van De Voorde) 氏のように、既存の財産法のルールを充実させる方向性を模索する見解も出されている。氏は、動物に特殊な地位を与えることには懐疑的な立場を示されている¹⁷⁾。それというのは、諸外国法の民法改正によっても、結局は今まで通り財産法のルールが適用されることになっているからである。それであるならば、家宝や美術品、思い出の品のように、動産であることを前提に、財産法の中で特別な考慮をしていく方がよい解決につながると主張されるのである。その研究の中では、取得時効までの期間を短くすること、負担付きの遺贈制度の整備、動物が毀損された場合の愛情的な価値を加味する¹⁸⁾ ことなど、いくつか具体的な検討が試みられている。民法典の解釈論という点から、より現実的な提案を行っている点は、注目される点ともいえよう¹⁹⁾。

2 ベルギー民法典の改正と動物

実のところ、以上の学説の動向を背景に、ベルギー法においても、動物の地位、

は、動物の権利を認めるとしての、それを実際に行使する機関をどう整備するか（真に動物保護の目的を満たす活動をするということ、どう保証するか）、人の権利と対立した場合や動物と動物の権利が対立した場合をどう解決するかなど、問題が山積していることを指摘される。また、J. Van De Voorde, 《Dieren als quasi-goederen. Beschouwingen over de juridisch-technische wenselijkheid van een bijzonder statuut voor dieren tussen goederen en rechtssubjecten》, *R. W.* 2016-2017, p.206は、動物は権利や義務を理解する合理性や倫理観を持っていないことを問題視される。

17) J. Van De Voorde, *supra* note 16, p.208.

18) ベルギー法においても、そうした裁判例があるようである。例えば、子どもが猫を空気カービン銃で撃った事案につき、その猫を心配していることなどについて、原告に精神的損害の賠償が認められるとした、*Vred. Brasschaat* 23 april 1986, *RGAR*. 1987, nr. 11238, note Th. Vansweevelt. また、馬が襲われて負傷した事案についての、*Gent* 10 oktober 1997, *R. W.* 1999-2000, 502. この事案では、経済的価値の乏しい高齢の馬を所有者がわざわざ入院させたことまで損害賠償の対象になるかという点が争われた。裁判所は、動物は所有者固有の愛情的価値を有し、その価値は経済上の価値と比例しないことを挙げ、その点の賠償を認めた。

19) J. Van De Voorde, *supra* note 16, pp.213et s.

性質の条文化が試みられていた²⁰⁾。実際、2012年には、民法典に次の条文を設ける提案がなされていたことが知られている²¹⁾。「動物は、痛みや感情を科学的に感じるができる優れた神経構造を有する、感受性のある生き物である」。しかしながら、後に議会在解散したことで、その時点では、この改正は実現されなかったようである。ただ、その後の2019年の民法改正案とともに、かかる改正作業は進行していった。そしてついには、最近の2020年法によって、新民法典第3章の財産 (Les biens) 編に次の規定が設けられることとなった²²⁾。

3.38条 物

自然物、人工物、物理的な物、非物理的な物、は、動物とは区別される。物と動物は人と区別される。

3.39条 動物

1 動物は、感覚を持ち、生物学的な要求を持っている。

2 物理的な物に関する規定は、保護する規定、条文、社会秩序に鑑みて、動物に適用される。

この規定からすれば、動物は、人でもない、物でもないという新たな地位を与えられることになる。感覚を持つ、という性質にも言及している点で、この条文はこれまでの西欧諸国の動向を総合した規定ぶりともいえよう。もっとも、引き続き財産法規定の適用が想定されている点は、なお留意が必要である。この点で、他の西欧法と同じく、この規定自体は依然として象徴としての意味合いしか持た

20) 学説の中では、具体的な改正案を提案されるものも見られた。例えば、E. Langenaken, supra note 5, p.702は、「動物は感受性のある、人ではない生きた存在である。動物は、いくつかの権利の資格者となりうる」、「動物に関する権利の移譲は、固有の感受性を徐々に考慮に入れた特別の制度によって実現される」といった条文を設けることを提案しておられる。

21) その経緯については、K. Wauters et J.-V. Belle, 《La compétence en matière de bien-être animal aux niveaux européen et national》, in F. Dossche(sous la dir.), *Le Droit des animaux, Perspectives d'avenir*, Larcier, 2019, p.208, 参照。

22) La loi du 4 février 2020 portant le livre3 "Les Biens" du Code civil. 2021年に施行されるようである。

ないものとも評価することもできる²³⁾。物という呼称の是非は別にしても、動物が権利の客体に留まるのか、主体となりうるのかという、その地位をめぐる問題自体は、この民法典の改正によっても解消されるわけではないであろう。

三 各地域における立法とワロン動物福祉法典

さて、動物の地位や性質が民法典で取り上げられるとして、それがその解釈にどう影響するかは、今後の動向を注視していくより他にない。とはいえ、同じ取り組みを進めた西欧諸国においても、少なくとも民法典のレベルでは、依然としてそう大きな変化が見られないのだとすれば、ベルギー法においても、直ちに新たな動きが見られるものとも考え難い。しかしながら他方で目を引くのは、ベルギーの各地域において、動物保護のための立法が立て続けに実現されている点である。しかもそれらは民法典の改正前から取り組まれていたことであり、いうなれば、既存の動物の地位を前提に、さらにその内容を充実させるものとも捉えることができる。そこで次に、やや視点を変えて、そうした地方の取り組み、とりわけ顕著な動きを見せるワロン動物福祉法典の概要を確認していくこととしたい。

1 動物福祉に関する権限の地域への移譲

既述のように、もともとベルギーは単一国家であった。それゆえ、当初は動物の保護に関する権限も、国が有していた。ところが、周知のとおり、各地域の文化的、経済的な地域の独自性が強まった結果、1993年の憲法改正により、ベルギーは連邦制に移行した²⁴⁾。それに伴い、次第に国が有していた動物福祉

23) K. Wauters et J.-V. Belle, supra note 21, p.228の脚注によると、かかる規定が象徴的なものにすぎないことは、立法者も認めていたとされる。

24) ベルギーの連邦制への展開については、矢島基美「ベルギーにおける連邦制」比較法研究67号(2005)54頁以下、小島健「ベルギー連邦制の背景と課題」東京経済大学会誌-経済学265号(2010)87頁以下、などを参照。なお、連邦制への展開を含めて、ベルギー憲法を概説するものに、武居一正「ベルギー王国」畑博行・

に関する権限は、各地域に移譲されることとなったのである。すなわち、2014年の第6次国家改革に関する特別法（以下、2014年法）では、その24条は、1980年8月8日憲法改正特別法6条を修正している。その6条とは、「法律が決定する事項について規律する権能を、法律が設けかつ選挙された議員で構成される地域圏機関に対し、付与するものとする」旨を規定するベルギー憲法39条の「権能」を明らかにしたものである。そして、2014年法は、その権能に、「XI 動物の福祉」を追加した。もっとも、それによって連邦自体が動物福祉に関するすべての権能を失ったわけでもない。例えば、動物製品や、動物の健康管理などについては、なお連邦が権能を留保するものとされている²⁵⁾。

かくして、2014年法以降、各地域は、既述の1968年法や連邦の王令（arrêté royal）を修正、補完するなどの形で、それぞれ新たな規定を用意している。例えば、フラマン地方では、家庭で飼育する猫の去勢を義務化²⁶⁾、畜殺の規制²⁷⁾、切断を伴う手術を原則禁止とする規定²⁸⁾などが設けられた。また、首都—ブ

小森田秋夫（編）『世界の憲法集（第5版）』（有信堂、2018）483頁以下。本稿におけるベルギー憲法の訳語も、本書を参照している。

25) Document parlementaire n°5-2232/1 (https://www.senate.be/www/?MIval=/index_senate&LANG=fr) の24条の注釈にこのことが明示されている。

26) Arrêté du gouvernement de la Région de flamand du 23 février 2018 abrogeant l'arrêté royal du 3 du 3 août 2012 relatif au plan pluriannual de stérilisation des chats domestiques et modifiant l'arrêté du Gouvernement flamand du 5 février 2016 relatif à l'identification et à l'enregistrement des chats, en ce qui concerne la stérilisation des chats. その4条では、5ヶ月以下の猫について責任者が去勢をしなければならないこと、去勢前の猫の販売の原則禁止などの規定を設けることとされている。

27) Décret du 7 juillet 2017 portant modification de la loi du 14 août 1986 relative à la protection et au bien-être des animaux, en ce qui concerne les méthodes autorisées pour l'abattage des animaux. その2条では、原則として、あらかじめの麻酔を施した場合でしか、獣医師は動物を死なせることはできないとする規定などを設けるものとしている。

28) Décret du mars 2018 modifiant les articles 3 et 19 de la loi du 14 août 1986 relative à la protection et au bien-être des animaux. その3条で、獣医師が必要と判断した場合には切断を伴う施術を認める1986年法17条を修正し、そのような場合でも、なおかかる施術を禁止する旨の条文を設けることを規定する。

リュッセルでも、生後6ヶ月以下の飼い猫の去勢の義務化²⁹⁾のほか、縁日で子馬などを使ったアトラクションを禁止する規定³⁰⁾などが整備されたようである。

2 ワロン動物福祉法典の概要

(1) ワロン地方の取り組み

以上の展開の中で、とりわけ大きな動きを見せているのが、ワロン地方である。ワロン地方においても、2014年法以降、デクレによって1986年法の改修が進められていた。例えば、2015年のデクレ³¹⁾によって、ワロン動物福祉委員会(Le Conseil wallon du bien-être des animaux)が設置されている。そのワロン動物福祉委員会は、「動物保護に関する問題を研究することを目的」とし、「動物の福祉について権限を持つ大臣や公共機関によって依頼された事案について意見を述べ、また提案をする」役割を担っているものである。そして、続く2018年には、やはりデクレによって³²⁾、ワロン動物福祉法典という固有の法典がまとめられるに至った³³⁾。その目的は、社会や環境における動物の役割、さらには動物行動学的、そして生物学的な必要性を考慮し、動物の福祉の保護を保障することにあるとされる³⁴⁾。

ワロン動物福祉法典は、実際には先の1986年法をアップグレードしたものと

29) Arrêté du gouvernement de la Région de Bruxelles Capital du 13 juillet 2017 modifiant l'arrêté royal du 3 août 2012 relatif au plan pluriannuel de stérilisation des chats domestiques. その1条では、いわゆるアドプション(adoption)前、去勢されていない生後6ヶ月以下の猫については、動物保護施設は、その猫を受け入れる者と、去勢手術を前提としたアドプションの契約を結ぶことになる旨を規定する。

30) Ordonnance du 25 janvier 2018 modifiant la loi du 14 août 1986 relative à la protection et au bien-être des animaux, interdisant une interdiction des poneys de foire. その2条で、1986年法を修正する形で規定されている。

31) Décret du 22 janvier 2015 instaurant le Conseil wallon du bien-être des animaux.

32) Décret du 4 octobre 2018 relatif au Code wallon du Bien-être des animaux.

33) ワロン地方のHP (<http://bienetreanimal.wallonie.be/home/legislation/legislationlist/liste-de-legislations-bea/bienetre067-W.html>)で条文を確認できる。本稿で取り上げる条文以外については、そちらを参照されたい。

34) <http://bienetreanimal.wallonie.be/files/documents/BEA-code-web.pdf>の資料の冒頭で、その旨の記載がある。

は位置付けられうる。ただ特徴的であるのは、次の2点であろう。すなわち、①その1986年法にも規定がなかった、動物の性質に言及した条文を設けていること、②そのうえ、その性質に結び付けられた具体的な規定までも用意している点、である³⁵⁾。その1条1項では次のことが規定されている。「動物は、その性質に従って特有の要求を持つ、感覚のある存在である」。そしてその性質を前提に、「第1章 一般規定」、「第2章 定義」、「第3章 動物の所持」、「第4章 動物についての禁止される行為と認められる施術」、「第5章 動物の販売」、「第6章 ワロン地域への動物の移送と輸入」、「第7章 動物の死の実行」、「第8章 動物ついての実験」、「第9章 ワロン動物福祉委員会」、「第10章 動物福祉の財政基金」、「第11章 動物福祉にかかる侵害の、管理、捜査、確認、訴追、制約、修復方法」といった、109条にまで及ぶ規定が設けられているのである。

(2) ワロン動物福祉法典の構成

では、それらの規定はどのようなものか。本稿では、特に動物の地位、性質に関連深いと思われる第3章と第5章の一部を紹介しておくこととしたい。

(i) まず、動物の所持 (*détention*) について定める第3章1節の第1款は、その一般的な規定を置いている。なお、以下の条文における「動物」は、D.3条§1第1項によれば、基本的には脊椎動物が想定されている。

第3章 動物の所持
第1節 概論
第1款 一般原則
(…)
D.6条
§ 1
1項 動物の所持には許可が必要である。

35) E. Saitova, *supra* note 10, p.185, 参照。

2項 何人も、その許可が、この法典あるいは施行令に対する違反行為を理由に、司法あるいは行政裁判所の事実審の判決によって、永久的または一時的に取り消されていない限り、当然に、また実質的にその許可を有する。動物を所持する者が自然人である場合には、その者は成年に達していなければならない。

§ 2

1項 § 1とは別に、動物を所持する何人も、その所持のための能力と適性を有していなければならない。

2項 ワロン動物福祉協会の見解に従って、政府は、動物を所持する者の必要な能力、適正にかかる規則について決定することができる。特に、動物の所持を許可制度に服させることができる。

§ 3

施設において農業製品のために所持される動物に関しては、環境許可に関する1991年3月11日のデクレに基づいてなされた環境許可あるいは宣言は、§ 1の所持の許可とみなされる。

D.7条

動物を遺棄することは禁止される。

これらの条文からもうかがわれるとおり、ワロン動物福祉法典においても、動物は人の所有権、占有権の客体であることが前提とされている³⁶⁾。ただ、それを許可 (permis) の存在を前提とすることで、制約しようとしている点は注目されよう。実際、D.6条の違反については、罰則の存在も確認できる。すなわち、同法典D.105条§ 1の2^oは、許可が停止されている間に動物を所持した者を、ワロン地域の環境法典 (Code de L'Environnement) 1巻に規定される、第2カテゴリーの違反者として扱う旨を規定している。その環境法典D.151条3項によれば、第2カテゴリーの違反者は8日以上3年以下の拘禁刑 (emprisonnement)、100ユーロ以上100万ユーロ以下の罰金、あるいはそのいずれかが科される旨が規定されているところである。

続いて、第2款では、動物の所持のための適切な環境の確保が求められてい

36) 動物の生存の権利を与えないで、動物を感受性のある存在であるとすることは矛盾でもあるとも評価されている。この点については、F. Glansdorff, *supra* note 12, p.328.

る。これは言い換えれば、動物の所持者、占有者に、その物の特性を加味した管理を求めるものともいえよう。この点、例えば日本法における動物愛護管理法7条にも類似の規定が見られ、特に目新しいものではないようにも受け止められる。しかし留意すべきは、先にも挙げたD.105条 § 1の4°および5°によれば、以下のD.8条、D.9条に違反した場合も、環境法典第1編の第3カテゴリーの違反と同様に扱われる点である。また、D.10条の違反は、D.105条 § 2の2°によれば、環境法典の第3カテゴリーの違反と同じく扱われる。環境法典D.151条4項では、8日から6ヶ月の拘禁刑、100ユーロ以上10万ユーロ以下の罰金、あるいはそのいずれかで処罰されることが明記されている。

第2款 収容と所持の条件

D.8条

§ 1

1項 何人も、動物に、食料、治療、そしてその性質、生理学的、動物生態学、その健康状態、その成長、順応、飼慣らしの程度に適合する住居あるいは避難所を提供する。

2項 空間、採光、気温、湿度、換気、その他の周囲の状況は、種族の生理学的、動物生態学的必要性に合致する。

§ 2

政府は、動物の多様な種類カテゴリーについて、所持、収容の条件に関する補足的な規定を採用することができる。

§ 3

この条項は、農業製品のために所持された動物の飼育について定められた規範を害することはない。

D.9条

§ 1

1項 何人も、苦痛や苦しみ、避けられる損害に晒させるほど、動物の移動の自由を減じることはできない。動物は永久にはつなぎとめられ得ない。

2項 1項に違反しない状況にあっては、つなぎとめられた動物は、その生理学的、動物生態学的な必要性に合致した、十分な空間や移動性を自由に使うことができる。

§ 2

政府は、以下の事項を行うことができる：

1° 動物の多様な種類やカテゴリーの移動の自由に関する補足的な規定を決めること。

2° 動物の移動の自由を減じるいくつかの方法を禁じること。

D.10条

1項 外で所持されている動物は、風、太陽、雨の有害な影響から守られる自然、人工的な避難所を自由に使うことができる。

2項 1項に規定される避難所がなく、その福祉を害しうる気象条件にあっては、動物は適当な収容場所に移送される。

次の第3款は、遺棄されるなどした動物の取り扱いを規定する。次の第4款の規定と合わせれば、遺棄された動物の保護などにかかる費用も、本来負担すべき動物の所有者などに負わせることが容易となるものと推察される。なお、D.12条などに規定される「動物の責任者」とは、定義規定であるD.4条§ 1の30°によれば、「普段、動物の世話、監督をする、すべての人、所有者、所持者」を指すものとされている。

第3款 遺棄された動物、道に迷った動物、さまよう動物

D.11条

第1項 自治体は、本款に応じてその領域内で遺棄された動物、道に迷った動物、さまよっている動物を管理する。自治体は、避難所や動物園にD.12条に応じてそれらの動物が直接に託されることを指定するための協定を結ぶことができる。その指定は、住民の注意を喚起するために、公開される。

第2項 政府は、1項に規定される協定の最低限の内容を決定することができ、動物が避難所に託される方法を明示できる。

D.12条

§ 1

第1項 遺棄された動物、道に迷った動物、さまよう動物を見つけた者は、何人も、遅滞なく、その動物が見つかった場所の自治体に報告する。自治体は直ちに動物を以下の場所に置く。

1° 適宜、D.11条の協定による避難所に置く。

2° その種類が必要とする場合には、動物園に置く。

第2項 第1項①にかかわらず、避難所に、必要なケアを得させるための良い条件下で動物を収容する場所がない場合、避難所は、動物を受け入れ、必要なケアや適切な収容ができる里親を設定する。

第3項 避難所や里親に場所がない場合、政府は定められた方式、条件に従って、他の収容場所を決定できる。

§ 2

第1項 識別、登録の義務がある動物が到着した場合、§ 1に従った収容を保証する者は、識別マークがなされているか確認しなければならない。

第2項 識別マークのない動物については、負担を引き受ける責任者は、その動物の責任者を探し、見つかった場合には遅滞なく知らせる。

§ 3

動物は、引き取られた時から20日間はその責任者のもとで世話される。その期間を経過した場合、避難所あるいは動物園が、その所有権者となる。

§ 4

動物を放棄あるいは失くした者は、その動物が戻ってきたかどうかにかかわらず、その動物の世話によって生じた費用の支払い義務を負う。

D.13条

第1項 遺棄された動物、道に迷った動物、さまよう動物が負傷した場合、D.12条に鑑みて動物が預けられる前に、必要な治療がなされる。

第2項 政府は、その治療にかかる費用を負担する者を決定することができる。

§ 2

第1項 § 1にかかわらず、放棄された動物、道に迷った動物、さまよう動物は、以下の場合に、遅滞なく、殺処分されうる。

1° 公衆衛生について止むを得ず、緊急の理由がある場合、市長の判断に基づいて

2° 福祉のために必要だとする獣医師の判断に基づいて

第2項 動物の殺処分の理由や識別情報は、自治体やD.12条に鑑みて収容を保証する者により、1年間保管される。それが識別されえる場合、理由が動物の責任者に通知される。

第3項 1項に規定される理由によって殺処分された動物の責任者は、殺処分によって生じた費用を支払う義務を負う。

D.14条

愛玩動物が、第4款に規定される識別あるいは登録義務の対象となる場合、自治体は公有地内で死亡した愛玩動物の識別を記録し、動物の責任者に通知しなければならない。

続く第4款は、特に愛玩動物の識別、登録制度を規定している。動物取扱業者だけでなく、原則として、識別、登録のない動物の所持を禁じている点も注目されるべきであろう。その識別、登録されていない動物の所持も、D.105条§2の7^oにより、環境法典にいう第3カテゴリーの違反と同じく扱われることになる。

第4款 愛玩動物の識別

D.15条

§1

第1項 政府は、愛玩動物の識別、登録についての措置をとることができる。その場合、動物の責任者に課される、識別、登録についての負担金を決定することができる。

第2項 愛玩動物の責任者は、政府によって定められた方法に従って、それを識別、登録する。

§2

第1項 愛玩動物の識別、登録についての料金は、政府が額を決定する、遺棄対策への分担金によって増額することができる。

第2項 犬や猫については、1項に規定される分担金の額は、以下のように定められる。

1^o 識別、登録を行う者が個人である場合には、犬につき4ユーロ、猫につき1ユーロ。

2^o 識別、登録を行う者がD.28条の承認を受けている場合、犬につき20ユーロ、猫につき5ユーロ。

§3

第1項 §2に規定される分担金は、識別、登録を進める者の負担となる。この分担金は、第10章に規定される動物の福祉基金の《動物の遺棄、虐待に対する保護》の部門に割り当てられる。

第2項 避難所、動物の利益のために活動する組織、里親は、分担金の負担を免れる。

第3項 政府は料金や分担金の収授方法を決定する。

D.16条

§1

第1項 愛玩動物が識別、登録された場合、動物の責任者として登録された者がその所有者と推定される。

第2項 その推定は法律のあらゆる方法によって覆されうる。

§ 2

政府は § 1 で規定される推定が適用されない場合を決定することができる。

D.17条

第1項 何人も、この法典とその施行令に規定される識別、登録をしない動物を所持できない。

第2項 第1項は、保護施設、里親、政府によって動物の利益のために活動する組織については適用されない。

D.18条

第1項 獣医師が、愛玩動物が、この法典とその施行令に規定される識別、登録を受けていないことを発見した場合、動物の責任者が明確に拒否した場合を除き、動物の責任者の費用で動物の識別、登録を進める。

第2項 必要であれば、獣医師は第1項に規定される拒否を2年間保留し、政府によって定められた方法にしたがってそのことを伝える。

なお、以降の第5款では繁殖制限を、第6款では所持できない動物について規定している (D.21条以下)。例えば、D.21条では、政府が、所持が制限される動物をリスト化することができる旨の規定がある。さらに第3章の第2節では、娯楽目的での動物の利用も制限されている。本来、物の所有者であれば、その物は自由に使用することができるはずである。それを、使用の目的によって制約している点は、やはり注視されるところといえよう。例えば、D.23条1項では、動物を戦わせるなどの行為を禁じている。またD.25条 § 1 では、家畜以外の動物のサーカスでの使用が禁じられている。

続く、第3章第3節では、農業従事者による動物の所持が規律される。

また、第4章は、施術など、動物についての侵襲のあり方が規制されている。例えば、D.37条 § 1 では、苦痛を伴う手術は、基本的に、麻酔を伴わなくてはならないことが明記された。また、D.39条は、禁止される行為を列挙している。そこでは、無理に栄養を与えること、郵送で動物を送ること、動物を色付けすること、商品として動物を提供すること、などのいくつかの行為が挙げられているところである。

(ii) さて、以上の動物の所持などの規制によっても、動物の保護は強化されることになろう。ただ、そもそもは不適當な者が動物を所持する事態を避けることができれば、動物の虐待などを未然に防ぐことが可能である。この点、ワロン動物福祉法典にあっては、次の第5章で、動物の販売についても規制をかけている。最後に、その第1節から確認しておこう。

第5章 動物の販売

第1節 一般原則

(…)

D.43条

政府は、ワロン動物福祉委員会の見解を介して、動物の販売の条件を決めることができる。その条件は、売られる動物の年齢、個体識別、その出身、買主に提供される情報、買主に対する保証、それに関する証明書、囲い、包装、表示、商売の観点からした展示、必要であれば承認の付与、飼育条件の尊重、についての条件を定めることができる。

D.44条

動物の販売や譲渡を容易にするために、特に、動物の年齢、出身、健康状態、命名を変造してはならない。

D.45条

第1項 以下のことは禁止される。

- 1° 動物の取得のために、消費者金融に関する1999年6月12日法のクレジット契約を締結すること
- 2° 未成年への動物の販売、贈与
- 3° 動物を販売、譲渡するための訪問販売
- 4° 動物の販売のためのセール、割引、値引き
- 5° 抱き合わせとしての動物の提供
- 6° 政府から認められた場合を除いて、動物の貸与

第2項 §1の1°、3°、4°、6°の禁止は、農業製品のために所持される動物には適用されない。

D.46条

§1

第1項 次の場合、動物の販売、譲渡は禁止される。

- 1° 法規に規定される識別あるいは登録されていない動物
- 2° ワロン地方において不正に持ち込まれ、あるいは違法に所持される動物

3° 手術が禁止の施行前であることが証明された場合を除き、D.36条で禁止される手術を受けた動物

第2項 § 1の例外として、避難所は1項に規定される動物を受け入れる権能を持つ。避難所が、法規によって規定される識別、登録されていない動物を受け入れる場合、その受け入れの前に識別、登録をさせる。

§ 2

保護施設に受け入れられた動物の販売は禁止される。

§ 3

政府は、離乳していない、あるいは離乳が早い動物の販売、譲渡を、全面的あるいは部分的に禁止することができる。

D.47条

§ 1

第1項 以下の動物を、公の場で販売することは禁止される。

1° 犬、あるいは猫

2° 動物の市場、市町村の市場、あるいは政府が定めた条件に合致した動物の展示を除き、犬、猫以外の動物

第2項 政府は、自治体の市場、動物の市場、政府が定めたリストの動物についての展示での動物の販売、譲渡を制限できる。

§ 2

施設のショーウィンドに、販売、譲渡のために動物を展示することは禁止される。

§ 3

犬あるいは猫は、商業施設やその附属施設の商業スペースで、販売、譲渡のために所持することはできない。

D.105条 § 2の20°は、D.46条、D.47条を遵守しなかった場合につき、環境法典に規定される第3カテゴリーの違反者と同様に扱う旨が定められている。

続いて、第2節は、売買の誘引ともなる広告についても規制を設けている。D.105条 § 2の21°によれば、その違反もまた、第3カテゴリーの違反と同視されることになる。

第2節 動物の販売、贈与を目的とした広告

D.49条

§ 1

第1項 所持できる動物に関する場合、動物の販売、贈与を目的とした広告は、以下の場合においてのみ認められる。

1° 政府が定めた方式に従って、政府によって専門化されたと認定された、専門誌、あるいは専門のインターネットサイト

2° 以下の限りで、ソーシャルネットワークの閉じられたグループ

a) 広告がもっぱら動物の贈与を目的とする場合

b) もっぱら認証されたブリーダーの飼育の中で生まれた動物の販売を目的とする場合

第2項 広告は、ソーシャルネットワーク内で一般の人々が直接アクセスできるページやグループ、あるいはそれと同視できるものについては、禁止される。

第3項 以下の専門誌、専門のインターネットサイトは、第1項1°に規定される認定を免れる。

1° ワロン政府によって、あるいはそのために編集された場合

2° 飼育の中で生まれた犬、猫を販売し、贈与することを目指した、認証された犬、猫のブリーダーによって編集された場合

3° 馬の販売、贈与を目的とする場合

4° D.20条§ 1の適用において政府によってリスト化されなかった、所持可能な動物の販売、贈与に関する場合

第4項 1項に適合すると認められた広告のほか、農業製品のための動物の販売、所持は、農業分野を目的とした雑誌、インターネットサイトに掲載できる。

第5項 政府は、閉じられたグループの利用前の登録制度、その利用の方法を定義することができる。

§ 2

第1項 § 1の違反によって、避難所は、専門雑誌やインターネットサイトから動物を外すための通告をすることができる。

第2項 政府は、動物の販売、贈与を目的とする広告が専門の雑誌やインターネットサイトの外でなされることが認められる場合を定義することができる。

D.50条

第1項 所持が禁止されている動物について、動物の販売や贈与を目的とする広告は、禁止される。

第2項 1項とは別に、そして、政府によって採用された反対の規定を除いて、その所持がD.20条§ 1に鑑みて政府によって政府によって認められた動物につ

いて、その認証された者は、D.49条に規定される条件で、動物の販売、贈与を目的とした広告を出すことができる。

D.51条

動物の販売、贈与を目的とするすべての広告は、政府によって定義された情報、注意書きを含むものとする。

四 若干の検討

(i) ここまで、ベルギー法の概況と、近年の大きな動きの一例として、ワロン動物福祉法典の一部を紹介してきた。ベルギー法においても、まずは動物の性質、地位を民法典に取り込もうという動きが見られた。その民法典の改正は実現する見通しであるが、そこでは次に、その動物の性質などがいかなるルールに結びつけられるのかが問われることになる。この点で、ベルギー法はようやく他の西欧諸国と同じスタートラインに立ったものともいえる。ただ、ベルギーの各地域においては、すでに具体的な特別法の整備が進められている例も少なくない。動物の性質をもとに法典を整備したワロン地方の取り組みは、その一つの好例といえよう。ベルギー法が今後どのように立法を充実させ、運用されていくか、あるいは翻って民法典の解釈にどのように影響をもたらしていくか、引き続きその展開を注視していく必要がある。

(ii) 本稿の最後に、将来的な具体的な検討に備え、以上のベルギー法の動向を踏まえた日本法の今後の課題についても、若干ながら素描しておこう。

周知のように、諸外国法の展開を背景に、次第に日本法においても動物の法的地位が議論されるようになってきている。ただ、その権利の客体としての地位自体に変更を迫ることは、理論的にも困難であることがうかがわれる³⁷⁾。そうであれば、まずは主体である人の権利や義務のあり方自体から見直していく方が、

37) 日本法においても、その難しさが説かれている。例えば、吉井啓子・前掲注(2)「動物の法的地位」266頁。

現実的ではある（むしろそうした人の権利や義務の制約の総体が、動物の権利なるものと呼称されていくように思われる）。確かに、ベルギー法においては、物の性質から所有権の制限を導くことは困難であるという指摘もある³⁸⁾。しかしながら、日本法で示されているように、財産権は、公共の福祉によって制限される。また所有権自体も「法令の制限」を受けることが想定されているし、その行使が権利濫用によって認められない場合もありえよう。したがって、動物保護の必要性から、解釈や新たな立法によって財産権を制約していくことも、理論的に不可能ではない。この点で、動物が感受性のある特殊な客体であることを前提として様々な規範をより緻密化させたワロン動物福祉法典の試みも、一つの立法例として参考になるのである。

その立法というレベルでいえば、日本法においても動物愛護管理法があり、近年でも大きな改正を受けている。とはいえ、その法によっても、直ちに動物に対する財産権の取り扱いに大きな変更が迫られたものとはいえない。既存の取引社会の中でいかに動物の保護を実現していくかは、依然として課題であり続けているのである。この点、ワロン動物福祉法典の特徴に鑑みてみれば、さしあたり次の三点の検討は有用となるように思われる。

① まず一つは、所有権の制限についてである。すでに確認したように、ワロン動物福祉法典の一つの特徴は、動物の所持について「許可」を必要としている点にある。それが直ちに私法上の効果、すなわち所有権取得の可否自体に影響を及ぼすことになるかについては、なお留保が必要ではあろう。しかしながら、少なくともその制度によれば、罰則という間接的な方法であっても、例えば虐待や遺棄を行なった者の許可を取り消すことで、その者による動物の所持を実質的には認めないとすることも可能となる。この点、日本法においては、そうした者の所有権を喪失させる根拠は未だに存在せず、動物愛護管理法の次なる課題ともされている³⁹⁾。本来、動物が命ある存在であるからには、その飼育に適さない者の

38) E. Langenaken, *supra* note 5, p.695.

39) 鳥昭宏ほか「実務との関係（特集 動物愛護法2019年改正と実務上の課題）」LIBRA19巻11号（2019）7頁（鳥昭宏）。

所有、占有自体を認めるべきではない。それゆえ、一度虐待を行なった者などについては、何らかの形で所有権などを制約する制度の導入も検討に値しよう。

② すでに概観したように、ワロン動物福祉法典では、動物の販売業者に限らず、広く愛玩動物の登録制度が敷かれている。その具体的な方法は、今後の運用によって洗練されていくこととなろう。ただ、その識別、登録制度により、その飼育の責任の所在も明らかとすることができるほか、他人が動物を保護した場合の費用も、その所有者に負担させていくことが容易となりうる。翻って、日本法においては、2019年の動物愛護管理法の改正により、犬猫等販売業者に、犬猫へのマイクロチップの装着を義務化している（改正後の動物愛護管理法39条の2以下）。ただし、犬猫の所有者自身については、かかる対応は努力義務にとどめられている。愛玩動物は必ずしも売買や贈与によってのみ取得されるものではなく、人知れず、無主物の先占という形で取得される場合も少なくない。そうであれば、何らかの識別、登録制度は、動物を所有する者すべてを対象とする方が望ましい。そうした制度の導入が直ちには難しいとしても、まずは地方自治体レベルから取り入れていく余地はあるように思われる。

③ ワロン動物福祉法典のいま一つの特徴は、動物の販売方法や場所を規制するとともに、広告の方法も限定している点にある。動物の販売自体は依然として想定されつつも、一般の商業と距離を置くべきことが改めて明らかにされているものといえよう。この点、日本法においても、動物取扱業の登録制度などが整備され、飼育施設の基準も設けられている（動物愛護管理法12条、同施行規則3条、参照）ほか、その販売方法についても規制が用意されている（第一種動物取扱業者のうち、犬猫などの動物販売業者に、対面での販売など義務付けている。動物愛護管理法21条の4）。しかしながら、ワロン動物福祉法典のような仔細な規定は設けられておらず、具体的な広告規制も、未だに整備されているようにはうかがわれない。飼育能力の見込めない者の動物の所持を防ぐためには、そのような者への販売を防ぐことはもちろん、その誘因となりうる広告をも規制することも有用となりうる。インターネットでの広告や動画広告を含め、広く規制を設けていくことも検討の余地があろう。